

軽自動車税の減免についてのご案内

〈お問い合わせ先〉

北栄町役場町民課（大栄庁舎）

電話 37-5865

ご不明な点はお気軽に
お問い合わせください

北栄町では、軽自動車等について、次のとおり、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税を減免する制度があります。

- 1 一定以上の障がいのある人が取得または所有される軽自動車(障がいのある人の通院、通所等に使用する軽自動車の減免もあり) … P3～P5
- 2 車いす昇降機を装着するなど、身体障がい者の利用に供するための構造を有し、障がいのある人のためにもっぱら使用する軽自動車 … P6
- 3 公益のために専用する軽自動車 … 内容等については、お問い合わせください。

申 請 の 手 続

◆申請書の提出先◆

北栄町役場町民課（申請書の受付は、北条支所でも行います。）

（注）継続の申請は、毎年行っていたかなければなりません。継続申請に該当すると思われる方には、減免の受付開始時期に申請書をお送りします。

◆受付期間◆

令和7年4月25日（金）～令和7年5月26日（月）

- 1 一定以上の障がいのある人が取得または所有される軽自動車(障がいのある人の通院、通所等に使用する軽自動車の減免もあり)

減免の対象となる場合

- (1) 心身に障がいのある方本人が運転する場合
- (2) 心身に障がいのある方のために生計を一にする方が運転する場合
- (3) 心身に障がいがある方のみで構成される世帯(※)において、心身に障がいのある方のために常時介護する方が運転する場合

(※)心身に障がいのある方のみで構成される世帯とは次のとおりです。

- ア 心身に障がいのある方だけの単身世帯
- イ 心身に障がいのある方と年齢が18歳未満の方のみで構成される世帯
- ウ 心身に障がいのある方のみで構成される世帯

減 免 の 要 件

◆障がいの要件◆

区 分	減免が受けられる方の範囲
身体障がいのある方	身体障害者手帳：5 ページの障がいの範囲のとおりです。 戦傷病者手帳：町民課にお問い合わせください。
知的障がいのある方	療育手帳の障がいの程度欄に「A」の表示のある方
精神障がいのある方	精神障害者福祉手帳に1級の表示がある方 (自立支援医療受給者証を交付、または通院医療費受給者番号欄に自立支援医療受給者番号が記載されているものに限る)

◆軽自動車の所有者◆

本人運転分	生計同一者・常時介護者運転分
身体に障がいのある方本人	身体に障がいのある方本人又は生計を一にする方

(注)自動車検査証の所有者欄(売主が所有権を持っている場合には使用者欄)に記載されている必要があります。
普通自動車税は県税ですので、中部総合事務所県税局で手続きを行ってください。

◆軽自動車の使用目的◆

本人運転分	生計同一者・常時介護者運転分
もっぱら身体障がい者等本人が運転するものであれば、特に制限はありません。	もっぱら身体障がい者等の通学・通院・通所・生業のために継続・反復して使用されるものに限りです。 ※通院に軽自動車を使用する場合、通院回数は週1回又は月4回以上かつ6か月以上継続・反復していなければなりません。 通学、通所、生業の範囲等、詳しくは町民課にお問い合わせください。

(注)自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は、減免が受けられません。

運転免許証に「免許の条件」が付されている方は、免許の条件(総重量制限、構造変更等)に適合する自動車についてのみ、減免が受けられます。(本人運転分のみ)

申請に必要な書類等

区 分		本人運転分		生計同一者（※2）運転分 常時介護者（※3）運転分	
		新規	継続	新規	継続
申請 に 必 要 な 書 類 等	減免申請書	○	○	○	○
	身体障害者手帳等（原本の提示）	○	○	○	○
	身体障害者手帳等の写し	○		○	
	自立支援医療受給者証の写し（精神障がい者の方のみ）	○		○	
	申請者（納税義務者）の印鑑	○	○	○	○
	運転者の運転免許証の写し（表裏両面）	○		○	※4
	軽自動車等の使用目的を証明する書類（※1）			○	○
	個人番号カード又は通知カード	○	○	○	○
※1 使用目的に応じた証明書を添付してください。様式は町民課にあります。 ア 通学の場合：学校の長が発行する通学証明書 イ 通院の場合：医療費の領収書など通院を確認できる書類。領収書は申請日前 6 か月分程度の提示を求めますので、保管しておいてください。 ウ 通所の場合：施設等の長が発行する通所証明書 エ 生業の場合：町民課にて税務申告等の状況により判断します。申請の段階では特に添付する証明書は必要ありません。ただし、町民課で確認できない場合は、源泉徴収票や確定申告書の控えなど、生業を証明するものの提出を求めます。 生業とは、身体に障がいのある方本人又は家族の生計を維持するため必要な収入を得るために行う仕事をいいます。 ※2 生計同一者とは、身体に障がいのある方と生計を一にしている方のことです。生計を一にしているかどうかの判断は同一世帯であるかどうかによることとします。世帯が別で生計を一にしている場合は、生活状況の聞き取りを行うか、生計同一証明書の添付を求めることがあります。 ※3 常時介護者とは、身体に障がいのある方のために週 3 日以上かつ 1 年以上継続して、軽自動車等の運転を行っているか又は行う見込みのある方をいいます。常時介護者であるかどうかの判断は、生活状況の聞き取りを行うか、常時介護証明書の添付を求めることがあります。 ※4 運転者が変更された場合は必要です。					

減免の対象となる障がいの範囲

《身体障がいのある方で身体障がい者手帳の交付を受けている方》

障がいの区分		本人運転分						生計同一者・常時介護者運転分					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 が い		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴 覚 障 が い		△	○	○				△	○	○			
平 衡 機 能 障 が い		△	△	○	△		△	△	△	○	△		△
音 声 機 能 障 が い		△	△	○※1			△	△				△	△
上 肢 不 自 由		○※2	○※2					○※4	○※4				
下 肢 不 自 由		○	○	○	○	○	○※3	○	○	○※5			
体 幹 不 自 由		○	○	○	△	○	△	○	○	○	△		△
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○					○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
心臓機能障がい		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
じん臓機能障がい		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
呼吸器機能障がい		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
ぼうこう又は直腸の機能障がい		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
小腸の機能障がい		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		○	○	○		△	△	○	○	○		△	△
肝機能障がい		○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	△
注 意 事 項		※1 喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限ります。 ※2 身体障がい者手帳に左上肢不自由及び右上肢不自由に分けて記載がある場合は、次のものを含みます。 ア 右上肢 3 級かつ左上肢 3 級 イ 右上肢 3 級かつ左上肢 4 級 ウ 右上肢 4 級かつ左上肢 3 級 ※3 左下肢 7 級かつ右下肢 7 級を含みます。						※4 身体障がい者手帳に左上肢不自由及び右上肢不自由に分けて記載がある場合は、次のものを含みます。 ア 右上肢 3 級かつ左上肢 3 級 イ 右上肢 3 級かつ左上肢 4 級 ウ 右上肢 4 級かつ左上肢 3 級 ※5 右下肢 4 級かつ左下肢 4 級を含みます。 ※6 肝機能障がいの等級の範囲については町民課へお問い合わせください。					

※斜線には障がいの等級がありません。空白は減免対象外です。

《身体障がいのある方で戦傷病者手帳の交付を受けている方》

町民課へお問い合わせください。

2 車いす昇降機を装着するなど、身体障がい者の利用に供するための構造を有し、障がいのある人のためにもっぱら使用する軽自動車

減免の対象となる場合・要件

次に掲げる、その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車等であり、かつ、現に身体障がい者等の利用に供するもの

- (1) 車いすの昇降装置、固定装置若しくは浴槽を装着する等特別の仕様により製造された軽自動車等又は一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長がその構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供すると認めるもの

自家用、事業用の区別や所有者は問いません。(リース車両も可)

申請に必要な書類等

- ・ 減免申請書(様式第12号)
- ・ 申請者(納税義務者)の印鑑
- ・ 事実を証する書類
 - 当該構造の状況が確認できる書類、写真等
 - 現に身体障がい者等の利用に供していることが確認できるもの
- ・ 個人番号カード又は通知カード(個人の場合)